



「食育推進チーム」だより

問 住民福祉課 保健予防係
(栄養士) ☎62-9134

かしこく選んで、おいしく食べよう!～食事は楽しく残さずに～

第2次富士見町食育推進計画を策定しました!

平成30年度から5か年計画で取り組む食育推進計画を策定しました。“食事が楽しみと思う児童生徒が増えること”や“食べ物を残すことが「もったいない」と思う人が増えること”等を目標に掲げています。

食育推進チームでは、昨年度から引き続き“かしこく選ぶ”をテーマに、町民の皆さんがバランスよく、楽しく・残さず食べる意識が高まるように活動を行っていきます。

今回は幼児食教室で子どもと一緒に作ったサラダを紹介します。調理体験は食べる楽しさにつながります。お家でも一緒に作ってみませんか。

ひじきのサラダ



◆材料

ひじき(乾燥) …… 10g
きゅうり …… 1本
人参 …… 50g
塩 …… 小さじ1/2
ツナ缶 …… 1缶
コーン缶 …… 50g
★マヨネーズ …… 小さじ1
★すりごま …… 大さじ1

◆作り方

- ① 乾燥ひじきを水で戻し、沸騰したお湯で30秒ほど茹で、流水で冷まして水気を切る。きゅうりと人参を千切りにする。きゅうりは塩を振って10分置き、水気を切る。人参は茹でて水気を切る。
- ② ①に油を切ったツナ・水気を切ったコーンを合わせ、★の調味料で和えて完成♪

—消費者見守り情報 No.86—



～ハガキによる架空請求が急増!～

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 茅野市消費生活センター ☎75-8188
長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660

「訴訟最終告知のお知らせ」などというハガキが、「〇〇省管轄 ×× 紛争処理センター」とあたかも公的機関かのような差出人から届けられる架空詐欺の手口が増加しているようです。文面には、訴訟を起こす、財産の差し押さえを強制的に執行するなど書かれており、名宛人の不安をあおり、本人からの連絡を求めてきます。このことについて、町では以前からハガキに書かれている連絡先には絶対連絡しない、知らない請求に対してはお金を絶対に払わない、文書が届いても無視してそのまま放置してくださいと注意喚起を行ってきました。皆さんのところに同様なハガキ等が届いた場合には、このような対応を行ってください。

ところで、悪徳業者の中には、消費生活センター等が「そのまま放置」するようアドバイスすることに付け込み、実際に裁判を起こしたこともあります。

なんだかわからないが不審な通知が届いたが、消費生活センター等で無視するように言われたから、内容をよく確認せず、裁判所からの通知を「そのまま放置」すると、欠席裁判となり、基本的に架空請求業者の請求がそのまま認められ、法的に支払いを求められるようになり、差し押さえなどの強制執行が行われることにもなります。

そこで次の点には注意をしてください。

裁判所から届く訴訟関連書類(呼出状・支払督促)などは、「特別送達」という特別な郵便で配達されます。本当に裁判所から届いた「特別送達」の通知であれば、「督促異議の申立て」や「答弁書」を提出する必要があります。裁判所が「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」等を出す段階では、請求の当否の判断はされませんので、請求が「架空」であるかどうかは、当事者が自ら裁判所に対してその旨の主張をすることが必要となります。

特別送達の特徴は次のとおりです。

- *「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で送付されます。
- *郵便配達担当者が名宛人に直接手渡すことが原則となっており、郵便受けに投げ込まれることはありません。郵便配達担当者から「特別送達」を受け取る際には、特別送達報告書に受け取った人の署名や押印を求められます。
- *裁判所で付した「支払督促」や「訴訟の呼出状」の「事件番号」・「事件名」が記載されています。